

平成26年度予算見積調書

課室名：広聴広報課
 担当名：県民相談担当
 内線：7831

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B13	県民相談費			一般会計	総務費	県民費	県民活動推進費	県民相談費	
事業期間	昭和41年度～	根拠法令	県民相談実施要綱			戦略項目			
						分野施策			
1	事業概要 県行政や民事・家庭問題等に対する県民相談を実施し、県行政に対する理解・信頼性を高めるとともに県民の安心・安全に寄与する。 (1) 県民相談の実施、運営 14,051千円			5 事業説明 (1) 事業内容 県民相談の実施、運営 14,051千円 ア 県行政に対する県民の要望、苦情、照会、意見等を迅速に汲み上げ的確に対応する。 イ 社会的な問題となっている多重債務の相談をはじめ県民の民事・家庭問題に対して助言、指導する。 (2) 事業計画 ア 相談員による県民相談 ・本庁：来所、電話、インターネット等による相談 ・地方庁舎：川越、熊谷 月3回 春日部、秩父 月2回 来所相談 (下記イの弁護士による地方庁舎相談日に合わせて、本庁相談員が出張、対応する) イ 弁護士による法律相談 ・本庁：民事＝毎週月、火、木曜日 サラ金等＝毎月第1、3金曜日 ・地方庁舎：川越、熊谷 月3回 春日部、秩父 月2回 (本庁相談員が出張、対応する。) ウ 司法書士による法律相談 ・本庁：月1回 (3) 事業効果 ア 県民の様々な要望、苦情等に対する総合的な相談窓口として助言・指導・案内することにより、県行政に対する理解と信頼を高める。 イ 様々な権利侵害や不当な行為による被害者の救済は社会安定のために必要であり県民の安心・安全に寄与する。 (4) 県民・民間活力、職員のマンパワーの活用、他団体との連携状況 ア 県内市町村と情報交換や研修会を行っている。 イ 法律相談日には、埼玉弁護士会、埼玉司法書士会から弁護士、司法書士を派遣してもらっている。 ウ 総務省関東管区行政評価局、埼玉弁護士会、法テラスと情報交換を行い、相談業務を連携して取り組んでいる。 (5) その他 前年度からの変更点：サラ金相談及び春日部地方庁舎相談を月3回から2回に減 など					
2	事業主体及び負担区分 (県10/10)								
3	地方財政措置の状況 なし								
4	事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×9.2人＝87,400千円								
				財 源 内 訳					
予算額		諸収入						一般財源	前年との対比
決定額	14,051	681						13,370	591
前年額	14,642	673						13,969	